

契約番号 9507300004 基山地区管理地除草業務委託仕様書

1. 目 的

本仕様書は、佐賀東部水道企業団基山浄水場他 6 か所の除草業務に適用する。
受託者は、本業務の公共的使命を念頭において、本業務の一切を誠実に履行しなければならない。

2. 業務委託対象施設

- (1) 基山浄水場(基山町大字園部 1 6 8 2 - 3)
- (2) 亀の甲ポンプ場(基山町大字園部字亀の甲)
- (3) 宮浦送水ポンプ場(基山町宮浦 1 6 1 8 - 2)
- (4) 宮浦配水池(基山町宮浦 2 3 0 4 - 1)
- (5) 宮浦減圧水槽(基山町宮浦 2 0 2 5 - 2)
- (6) けやき台ポンプ場 (基山町けやき台)
- (7) けやき台配水池 (基山町けやき台)

3. 施工時期

各作業は、天候及び育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう監督員と協議のうえ進めること。

4. 芝 刈

- (1) 刈り込みは芝生地内にある樹木、株物、施設等を破損しないよう注意し、刈りむら又は刈り残しのないよう均一に刈り込む。
- (2) 機械刈りについては、機械の排出口を建物や人の方向に向けないようにし、作業中の安全に注意する。
- (3) 樹幹部及び低木等の植え込み内に侵入した芝生は取り除く。

5. 除 草

- (1) 低木内の除草については、根を残さないよう根ごと取り除く。
- (2) 除草した雑草は、毎日指定個所に集積し、除草後は清掃する。
- (3) 集積した雑草の処分は、監督員の指示する場所で処分する。

6. 報告書等の整備

受託者は、契約締結後直ちに、年間作業計画書を作成し提出すること。また、作業日、作業箇所及び内容、作業人員、作業前後の写真、業務内容を記録し明らかにしておかなければならない。

7. 検 査

受託者は、主要な作業完了後、企業団の監督員又は施設管理者の検査確認を受けること。

8. 特記事項

- (1) 作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件等を十分理解し細心の注意をもって作業を行い、その目的を達するよう努めること。
- (2) 基山浄水場は、芝刈り、草刈りを年４回行う。天候及び育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるように施工する。
- (3) 亀の甲ポンプ場、宮浦送水ポンプ場、宮浦配水池、宮浦減圧水槽、けやき台ポンプ場、けやき台配水池の除草は人力または機械により年３回行う。雑草繁茂を最小限に抑えられるよう適切な時期に施工する。
- (4) 宮浦配水池の側溝清掃（敷地内落ち葉収集合む）は年３回除草時に行う。
- (5) 施設内には、配管及び配線が埋設されているため、草刈前に施設管理者と確認を行うこと。
- (6) 除草剤などの薬剤散布をしないこと。
- (7) 芝刈り、除草後の処分は、原則として持ち出し処分とする。

以上